

(別紙)

随意契約理由

○大阪府ため池防災テレメータシステムは、水防上重要なため池50箇所に観測局を設置し、雨量計、水位計の各データを一括に収集するもので、情報伝達を迅速に行うことにより、速やかな水防活動やため池の決壊等の災害の未然防止を行うため整備したものである。

○当該システムは、扶桑電通株式会社がプログラム及びそれと一体的に機能するシステムを独自に構築したものであり、毎年、同業者が機器の保守点検や一部更新を行いながら運用を行っている。

○今回の工事は、昨年発生した台風21号が大阪府を縦断した際、府内で大規模な停電が発生し、防災テレメータにおいても利用できない状況に陥ったことから、停電時においても安定して電力を供給できるよう無停電電源装置を設置するものである。

○無停電電源装置にあたっては、設置後の動作確認においても、システムサーバーとの通信確認及びプログラム調整が必要であることから、システムを製作した、扶桑電通株式会社しか本工事を履行することができない。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく要件に該当するため、当該システムの提供会社である扶桑電通株式会社と随意契約を締結したい。